

議案第 1 5 号

川越市公民館処務規程等の一部を改正
する規程を定めることについて

(教育総務課)

議案第 15 号

川越市公民館処務規程等の一部を改正する規程を定めることについて

1 制定改廃の必要性（趣旨又は目的）

市長部局における、休暇等の専決権者の見直しに伴い、関係規程を改正するものです。

2 制定改廃の概要

所属長が専決することができる休暇等の範囲を拡大するとともに、その他所要の規定の整備をしようとするものです。

3 効果

所属長による効果的なマネジメントを推進することができます。

4 施行日について

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行しようとするものです。

川越市公民館処務規程等の一部を改正する規程

(川越市公民館処務規程の一部改正)

第1条 川越市公民館処務規程（昭和45年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の表館長共通専決事項の部中7の項を8の項とし、同部6の項中「第8号及び第11号に規定する休暇に限る。）及び欠勤」を「第3号に規定する休暇を除く。）及び職務専念義務の免除」に改め、同項を7の項とし、同部中5の項の次に次の1項を加える。

(6) 所属職員の病気休暇（病気休暇届に診断書の添付を要しないもの及び病気休暇届に添付する診断書の内容に応じて通院を要するものに限る。）に関する事。

第4条の表中央公民館長専決事項の部中1の項及び2の項を削り、同部中3の項を2の項とし、同部中4の項を3の項とし、同部に1の項として次の1項を加える。

(1) 川越市教育委員会事務局処務規程（平成元年教育委員会規程第2号）第3条に規定する課長共通専決事項に関する事。

(川越市立図書館処務規程の一部改正)

第2条 川越市立図書館処務規程（昭和59年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第5号中「年次有給休暇、」の次に「病気休暇（病気休暇届に診断書の添付を要しないもの及び病気休暇届に添付する診断書の内容に応じて通院を要するものに限る。）」を加え、「第8号及び第11号に規定する休暇に限る。）及び欠勤」を「第3号に規定する休暇を除く。）及び職務専念義務の免除」に改める。

(川越市教育委員会事務局処務規程の一部改正)

第3条 川越市教育委員会事務局処務規程（平成元年教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の表部長共通専決事項の部9の項中「副課長以下の職員」の次に

「(各公民館(中央公民館、南公民館、北公民館、高階南公民館、大東南公民館、霞ヶ関西公民館、伊勢原公民館に限る。)、各図書館、博物館、各給食センター、市立川越高等学校(教諭を除く。))及び教育センターに属する職員を含む。以下この部及び次部において同じ。)を加え、13の項を次のように改める。

(13) 副課長以下の職員の欠勤に関すること。

第3条の表部長共通専決事項の部中13の項を15の項とし、同部中12の項を14の項とし、同部中11の項の次に次の2項を加える。

(12) 副部長、参事、課長、副参事、中央公民館長、中央図書館長、博物館長、市立川越高等学校事務長及び教育センター所長並びに調整幹(以下「副部長等」という。)の病気休暇(病気休暇届に診断書の添付を要しないもの及び病気休暇届に添付する診断書の内容に応じて通院を要するものに限る。以下「通院等病気休暇」という。)に関すること。

(13) 副部長等の特別休暇(条例第14条第2項第3号、第8号及び第11号に規定するものを除く。)に関すること。

第3条の表教育総務部長専決事項の部中2の項を次のように改める。

(2) 副課長以下の職員の病気休暇(通院等病気休暇を除く。)の承認に関すること。

第3条の表教育総務部長専決事項の部中1の項を削り、同部中2の項を1の項とし、同部中3の項から6の項までを1項ずつ繰り上げる。

第3条の表課長共通専決事項の部7の項中「学童保育室の職員」の次に「(会計年度任用職員を含む。以下同じ。)」を、同部10の項中「調整幹」の次に「及び学童保育室の職員」を加え、同部中8の項を削り、同部中14の項を15の項とし、同部中9の項から13の項までを1項ずつ繰り下げ、同部中7の項の次に次の2項を加える。

(8) 副課長以下の職員(調整幹及び学童保育室の職員を除く。)の病気休暇(通院等病気休暇に限る。)に関すること。

(9) 副参事の特別休暇(条例第14条第2項第8号及び第11号に規定

するものに限る。)並びに副課長以下の職員(調整幹及び学童保育室の職員を除く。)の特別休暇(条例第14条第2項第3号に規定するものを除く。)に関すること。

第3条の表教育総務課長専決事項の部中6の項及び7の項を削り、同部中8の項を6の項とする。

第3条の表学校給食課長専決事項の部中5の項を6の項とし、同部中4の項の次に次の1項を加える。

(5) 各給食センター所長の職務専念義務の免除に関すること。

第3条の表教育財務課副参事専決事項の部中2の項を4の項とし、同部中1の項の次に次の2項を加える。

(2) 学童保育室の職員の病気休暇(通院等病気休暇に限る。)に関すること。

(3) 学童保育室の職員の特別休暇(条例第14条第2項第3号に規定するものを除く。)に関すること。

第3条の表教育財務課副参事専決事項の部に次の1項を加える。

(5) 学童保育室の職員の職務専念義務の免除に関すること。

第3条第2項中「理事」の次に「(川越市教育委員会事務局組織規則(平成19年教育委員会規則第2号)第5条第3項に規定する理事をいう。)」を加える。

(川越市立学校給食センター処務規程の一部改正)

第4条 川越市立学校給食センター処務規程(平成14年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「年次有給休暇、」の次に「病気休暇(病気休暇届に診断書の添付を要しないもの及び病気休暇届に添付する診断書の内容に応じて通院を要するものに限る。)、」を加え、「第8号及び第11号に規定する休暇に限る。)及び欠勤」を「第3号に規定する休暇を除く。)及び職務専念義務の免除」に改める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

議案第 1 5 号
川越市公民館処務規程等の一部を改正する規程新旧対照

改 正 案	現 行
第 1 条 川越市公民館処務規程の一部改正 (専決) 第 4 条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。 館長共通専決事項 (1)～(5) 略 (6) 所属職員の病気休暇（病気休暇届に診断書の添付を要しないもの及び病気休暇届に添付する診断書の内容に応じて通院を要するものに限る。）に関する<u>こと。</u> (7) 所属職員の特別休暇（川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 1 7 号）第 1 4 条第 2 項第 3 号に規定する休暇を除く。）及び職務専念義務の免除に関する<u>こと。</u> (8) 略 中央公民館長専決事項 (1) 川越市教育委員会事務局処務規程（平成元年教育委員会規程第 2 号）第 3 条に規定する課長共通専決事項に関する<u>こと。</u> (2)～(3) 略 2 略 第 2 条 川越市立図書館処務規程の一部改正 (専決) 第 4 条 1 及び 2 略 3 川越市立図書館長（川越市立中央図書館長を除く。）は次に掲げる事項を専決することができる。	(専決) 第 4 条 館長は、次に掲げる事項を専決することができる。 館長共通専決事項 (1)～(5) 略 (6) 所属職員の特別休暇（川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 1 7 号）第 1 4 条第 2 項第 8 号及び第 1 1 号に規定する休暇に限る。）及び欠勤に関する<u>こと。</u> (7) 略 中央公民館長専決事項 (1) 公民館が管理する公文書の公開（審査請求があつた場合に川越市行政不服審査会に諮問することを除く。）に関する<u>こと。</u> (2) 公民館における個人情報の保護（個人情報の開示及び訂正等に関する決定のうち、重要又は異例なものを除く。）に関する<u>こと。</u> (3)～(4) 略 2 略 (専決) 第 4 条 1 及び 2 略 3 川越市立図書館長（川越市立中央図書館長を除く。）は次に掲げる事項を専決することができる。

- (1)～(4) 略
- (5) 所属職員の年次有給休暇、病気休暇（病気休暇届に診断書の添付を要しないもの及び病気休暇届に添付する診断書の内容に応じて通院を要するものに限る。）、特別休暇（川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第17号）第14条第2項第3号に規定する休暇を除く。）及び職務専念義務の免除に関すること。
- (6) 略

第3条 川越市教育委員会事務局処務規程の一部改正

（専決）

第3条 部長、課長、副参事及び副課長（これに相当する職にある者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を専決することができる。

部長共通専決事項

- (1)～(8) 略
- (9) 部長、副部長、参事、課長、中央公民館長、中央図書館長、博物館長、市立川越高等学校事務長及び教育センター所長並びに調整幹（以下「部長等」という。）の3日以内並びに副参事、副課長以下の職員（各公民館（中央公民館、南公民館、北公民館、高階南公民館、大東南公民館、霞ヶ関西公民館、伊勢原公民館に限る。）、各図書館、博物館、各給食センター、市立川越高等学校（教諭を除く。）及び教育センターに属する職員を含む。以下この部及び次部において同じ。）及び附属機関の委員等以外の非常勤特別職職員の4日以上旅行命令に関すること。
- (10)及び(11) 略
- (12) 副部長、参事、課長、副参事、中央公民館長、中央図書館長、博物館長、市立川越高等学校事務長及び教育センター所長並びに調整幹（以下「副部長等」という。）の病気休暇（病気休暇届に診断書の添付を要しないもの及び病気休暇届に添付する診断書の内容に応じて通院を要するものに限る。以下「通院等病気休暇」という。）に関すること。
- (13) 副部長等の特別休暇（条例第14条第2項第3号、第8号及び第11号に規定するものを除く。）に関すること。
- (14) 略

- (1)～(4) 略
- (5) 所属職員の年次有給休暇、特別休暇（川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第17号）第14条第2項第8号及び第11号に規定する休暇に限る。）及び欠勤に関すること。
- (6) 略

（専決）

第3条 部長、課長、副参事及び副課長（これに相当する職にある者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を専決することができる。

部長共通専決事項

- (1)～(8) 略
- (9) 部長、副部長、参事、課長、中央公民館長、中央図書館長、博物館長、市立川越高等学校事務長及び教育センター所長並びに調整幹（以下「部長等」という。）の3日以内並びに副参事、副課長以下の職員及び附属機関の委員等以外の非常勤特別職職員の4日以上旅行命令に関すること。
- (10)及び(11) 略
- (12) 略

(15) 副課長以下の職員の欠勤に関すること。

教育総務部長専決事項

(1) 副課長以下の職員の病気休暇（通院等病気休暇を除く。）の承認に関すること。

(2)～(5) 略

学校教育部長専決事項 略

課長共通専決事項

(1)～(6) 略

(7) 副参事及び副課長以下の職員（調整幹並びに副課長共通専決事項の部(1)の項に規定する職員及び学童保育室の職員（会計年度任用職員を含む。以下同じ。）を除く。）の年次有給休暇に関すること。

(8) 副課長以下の職員（調整幹及び学童保育室の職員を除く。）の病気休暇（通院等病気休暇に限る。）に関すること。

(9) 副参事の特別休暇（条例第 1 4 条第 2 項第 8 号及び第 1 1 号に規定するものに限る。）並びに副課長以下の職員（調整幹及び学童保育室の職員を除く。）の特別休暇（条例第 1 4 条第 2 項第 3 号に規定するものを除く。）に関すること。

(10) 略

(11) 副参事及び副課長以下の職員（調整幹及び学童保育室の職員を除く。）の職務専念義務の免除に関すること。

(12)～(15) 略

教育総務課長専決事項

(13) 理事（川越市教育委員会事務局組織規則（平成 1 9 年教育委員会規則第 2 号）第 5 条第 3 項に規定する理事をいう。以下同じ。）、副部長、参事、課長、中央公民館長、中央図書館長、博物館長、市立川越高等学校事務長及び教育センター所長（以下「理事等」という。）並びに調整幹の欠勤に関すること。

教育総務部長専決事項

(1) 理事等並びに調整幹の 1 月未満の特別休暇（条例第 1 4 条第 2 項第 3 号、第 8 号及び第 1 1 号に規定するものを除く。）並びに副参事及び副課長以下の職員（調整幹を除く。）の特別休暇（条例第 1 4 条第 2 項第 1 4 号、第 1 5 号及び第 2 1 号に規定するものに限る。）の承認に関すること。

(2) 理事等の 1 月未満並びに副参事及び副課長以下の職員の 2 日を超えるもの並びに調整幹の病気休暇の承認に関すること。

(3)～(6) 略

学校教育部長専決事項 略

課長共通専決事項

(1)～(6) 略

(7) 副参事及び副課長以下の職員（調整幹並びに副課長共通専決事項の部(1)の項に規定する職員及び学童保育室の職員_____を除く。）の年次有給休暇に関すること。

(8) 副参事及び副課長以下の職員（調整幹を除く。）の特別休暇（条例第 1 4 条第 2 項第 8 号及び第 1 1 号に規定するものに限る。）及び欠勤に関すること。

(9) 略

(10) 副参事及び副課長以下の職員（調整幹_____を除く。）の職務専念義務の免除に関すること。

(11)～(14) 略

教育総務課長専決事項

(1)～(5) 略

(6) 略

教育財務課長専決事項～教育指導課長専決事項 略
学校給食課長専決事項

(1)～(4) 略

(5) 各給食センター所長の職務専念義務の免除に関すること。

(6) 略

教育財務課副参事専決事項

(1) 略

(2) 学童保育室の職員の病気休暇（通院等病気休暇に限る。）に関する
こと。

(3) 学童保育室の職員の特別休暇（条例第14条第2項第3号に規定する
ものを除く。）に関すること。

(4) 略

(5) 学童保育室の職員の職務専念義務の免除に関すること。

副課長共通専決事項 略

2 理事（川越市教育委員会事務局組織規則（平成19年教育委員会規則
第2号）第5条第3項に規定する理事をいう。）は、自らに係る3日以
内の旅行命令、年次有給休暇、条例第14条第2項第8号及び第11号
に規定する特別休暇並びに職務専念義務の免除に関する事項について専
決することができる。

3 略

第4条 川越市立学校給食センター処務規程の一部改正

（専決）

第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(4) 略

(5) 所属職員の年次有給休暇、病気休暇（病気休暇届に診断書の添付を

(1)～(5) 略

(6) 副参事及び副課長以下の職員（調整幹を除く。）の特別休暇（条
例第14条第2項第3号、第8号、第11号、第14号、第15号及
び第22号に規定するものを除く。）の承認に関すること。

(7) 副参事及び副課長以下の職員（調整幹を除く。）の2日以内の病気
休暇の承認に関すること。

(8) 略

教育財務課長専決事項～教育指導課長専決事項 略
学校給食課長専決事項

(1)～(4) 略

(5) 略

教育財務課副参事専決事項

(1) 略

(2) 略

副課長共通専決事項 略

2 理事 _____ は、自らに係る3日以
内の旅行命令、年次有給休暇、条例第14条第2項第8号及び第11号
に規定する特別休暇並びに職務専念義務の免除に関する事項について専
決することができる。

3 略

（専決）

第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(4) 略

(5) 所属職員の年次有給休暇、 _____

要しないもの及び病気休暇届に添付する診断書の内容に応じて通院を要するものに限る。）、特別休暇（川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第17号）第14条第2項第3号に規定する休暇を除く。）及び職務専念義務の免除に関すること。

(6)及び(7) 略

特別休暇（川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第17号）第14条第2項第8号及び第11号に規定する休暇に限る。）及び欠勤に関すること。

(6)及び(7) 略

議案 16 号

教育委員会の決裁権限を教育長が臨時
に代理したことの承認を求めること
について

(市立川越高等学校)

川越市立川越高等学校体育館空調設備等整備工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月3日提出

川越市長 森 田 初 恵

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 川越市立川越高等学校体育館空調設備等整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 198,048,400円 |
| 4 | 契約の相手方 | 川越市仙波町一丁目10番地5
有限会社ユーコー
代表取締役 遊 佐 昭 則 |
| 5 | 工 期 | 本契約締結の日から令和8年2月27日まで |

提 案 理 由

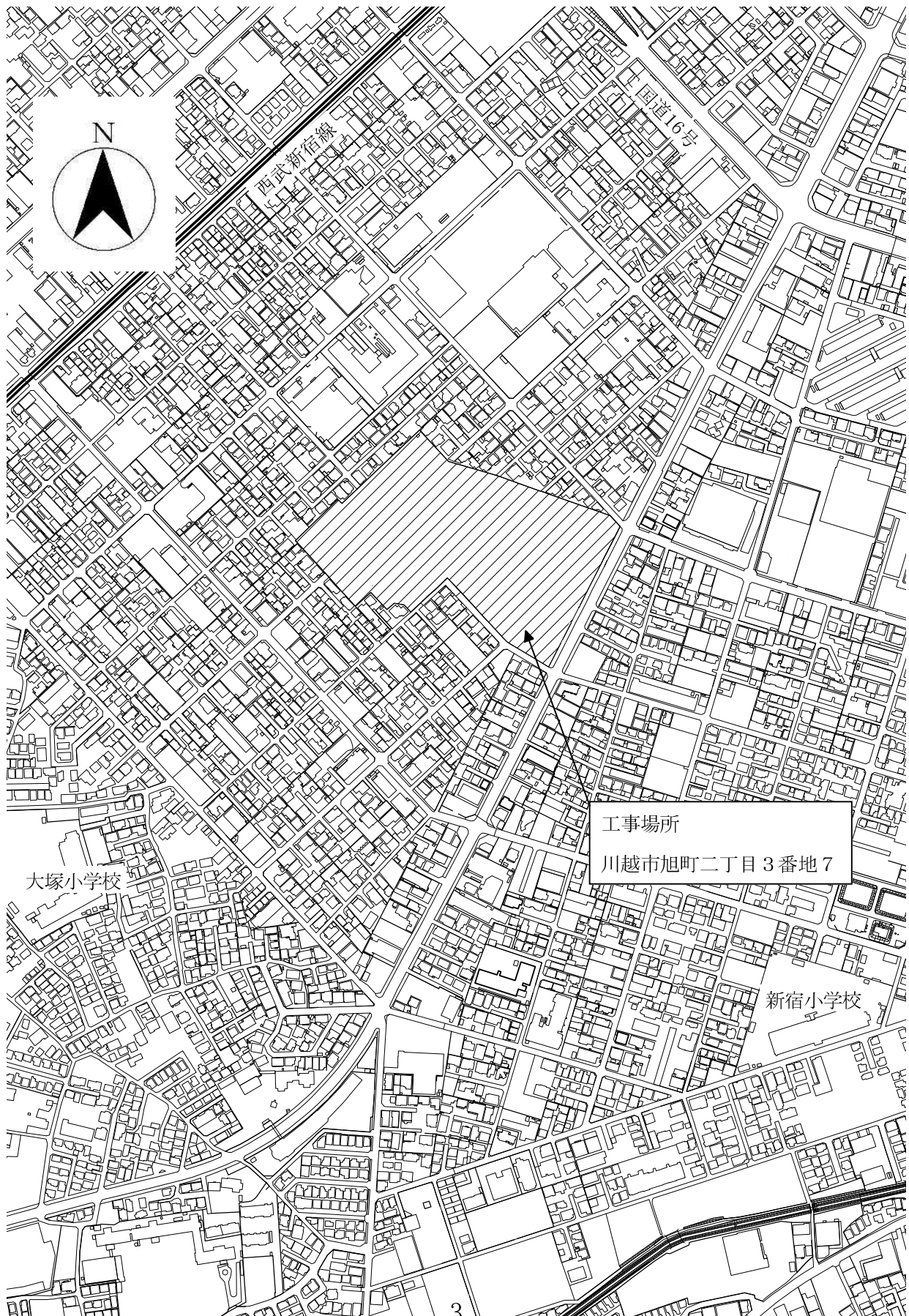
川越市立川越高等学校体育館空調設備等整備工事入札の結果、このように措置する必要がある。

参考資料

工 事 概 要

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 川越市立川越高等学校体育館空調設備等整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 川越市旭町二丁目 3 番地 7 |
| 3 | 工 事 内 容 | (1) 機械設備工事一式
(2) 電気設備工事一式
(3) 建築工事一式 |
| 4 | 工 期 | 本契約締結の日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで |

案内図



工事場所

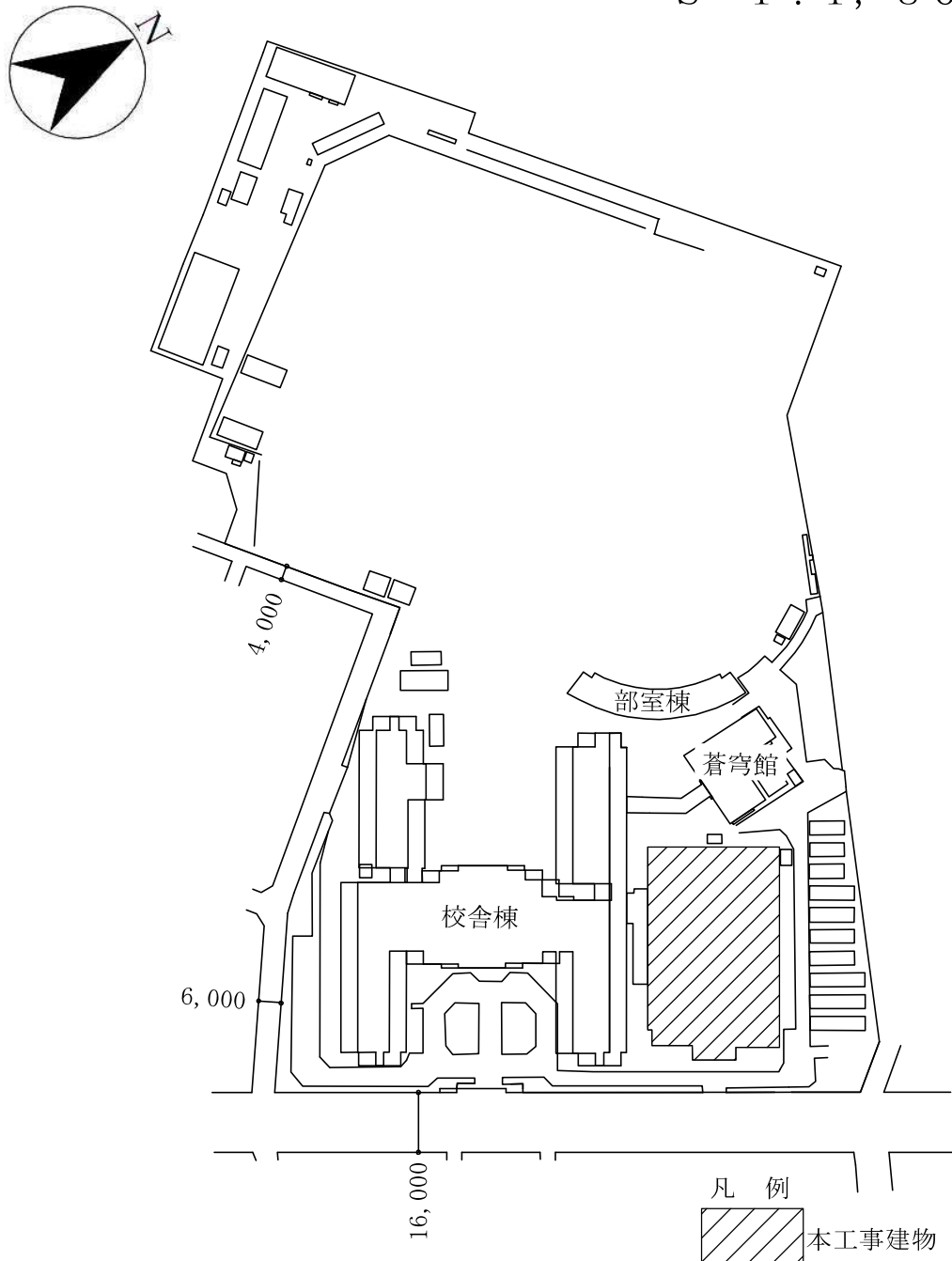
川越市旭町二丁目3番地7

大塚小学校

新宿小学校

配置図

S = 1 : 1, 800



入 札 結 果 表

- 1 工 事 名 川越市立川越高等学校体育館空調設備等整備工事
- 2 工 事 場 所 川越市旭町二丁目3番地7
- 3 落札者決定日 令和7年5月13日
- 4 工 期 本契約締結の日から令和8年2月27日まで

No.	業 者 名	入札額（単位円）			
		第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目	摘 要
1	埼玉設備工業株式会社	辞 退			
2	川越設備株式会社	辞 退			
3	昭和工業株式会社	180, 044, 000			
4	株式会社牛村水道工業	180, 044, 000			
5	日開設備工業株式会社	180, 044, 000			
6	株式会社三希設備	180, 044, 000			
7	株式会社ファーストプロジェクト	180, 044, 000			
8	有限会社ユーコー	180, 044, 000			落 札
付 記	契約の金額 198, 048, 400円（消費税及び地方消費税を含む。） 6 業者による一般競争入札の結果落札 昭和工業株式会社、株式会社牛村水道工業、日開設備工業株式会社、株式会社三希設備、株式会社ファーストプロジェクト及び有限会社ユーコーの入札額が同額であったため、落札候補者を電子くじにより決定				

参考	設計金額	215,270,000円	}	消費税及び地方消費税を含む。
	予定価格	215,270,000円		
	最低制限価格	198,048,400円		

議案第 1 7 号

川越市立小中学校適正規模・適正配置審
議会委員を委嘱することについて **(非公開)**

(学校管理課)

議案第 1 8 号

川越市幼児教育振興審議会委員を
委嘱することについて（非公開）

（教育指導課）

報告事項(1)

川越市教育委員会の活動の点検評価懇
話会委員の選任について

(教育総務課)

川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会委員の選任について

委員

フリガナ 氏 名	性別	主 な 役 職 等
オオ サワ マサ ヒト 大 澤 雅 人	男	川 越 市 P T A 連 合 会
コン ドウ マコト 近 藤 誠	男	元 川 越 市 立 中 学 校 長
サ ク マ ヨシ エ 佐 久 間 佳 枝	女	元 川 越 市 教 育 委 員
マ シン エイ ジ 眞 下 英 二	男	尚 美 学 園 大 学 教 授

※氏名五十音順

1 任期

選任の日から選任した年度の末日まで

2 根拠

川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会要綱

第2条 懇話会は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、
4人以内を委員として開催する。

点検・評価スケジュール

1 進行管理（点検・評価）シート（原案）の作成

4月以降各所属において、教育委員会の点検・評価と第三次川越市教育振興基本計画の進行管理を一体的に実施し、その結果に基づき、進行管理（点検・評価）シート原案を作成。

2 知見者の選任

教育委員会定例会において、学識経験者の選任について報告。

3 知見の活用

7月初旬から中旬にかけ、教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価及び第三次川越市教育振興基本計画の進行管理を行うにあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、意見をいただく。

2回程度の会合を予定。

4 報告書のまとめ（議案）

8月の教育委員会会議において、点検・評価結果について審議いただく。

5 議会への報告

9月議会に報告書を提出する。

6 公表

市ホームページに報告書全文を掲載する。

10月発行の広報川越に「お知らせ」を掲載する。

川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価並びに教育基本法第17条第2項に基づき策定した川越市教育振興基本計画の進行管理を行うにあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることを目的に意見を聴くため、川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(参加者)

第2条 懇話会は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、4人以内を委員として開催する。

2 前項の委員を依頼する期間は、依頼した年度の末日とし、この期間は更新することができるものとする。

(庶務)

第3条 懇話会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成27年6月1日 教育長決裁)

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成30年5月28日 教育長決裁)

報告事項(2)

第二次川越市学校教育情報化推進計画 の総括について

(教育指導課)

第二次情報化推進計画 総括

目標1: ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成



施策1: 情報活用能力を育成するICT活用の推進

- ・情報活用能力は学習の基盤となる資質・能力であることから、引き続き情報活用能力の育成を継続していく。
- ・個別最適な学びや協働的な学びを促進するために授業改善が重要。



施策2: 「情報モラル・情報セキュリティ」指導カリキュラム

- ・デジタル技術の進展に伴い、情報モラルや情報セキュリティは必須の能力となる。引き続き、児童生徒及び教職員への啓発を行っていく。



施策3: 「プログラミング教育」指導プラン

- ・論理的思考を育むため、計画的、教科横断的に行う。
- ・生成AIなど先進技術の活用も考慮し検討を進める。



施策4: 配慮・支援が必要な児童生徒への支援策

- ・デジタル技術は学びやすさ向上の手段なる。継続的なデジタル活用を含めた支援策の検討をさらに進めていく。

目標2: 教職員のICT活用指導力の向上



施策1: 教職員のICT活用指導力を向上させる研修の実施



次期学習指導要領対応

- ・旧来の授業から変化することが予想されるため、次期学習指導要領に基づく授業形態変革には教職員のICT指導力が不可欠。



デジタル技術研修の深化

- ・デジタル技術を前提とした授業理解を深める研修を実施し、実践的スキルと指導方法の向上を図る。

目標3: 「子どもと先生の時間」を生み出す体制の整備



施策1: 統合型校務支援システムの検討・設計・調達

- ・新しい校務支援システムの導入に向けた調整を進める。
- ・データの一元管理や自動処理により、日常業務にかかる時間を削減し、児童生徒と向き合う時間を創出する。



施策2: 専門的な人材による支援体制の整備・維持

- ・教職員の技術的負担を軽減し、本来の教育活動に集中できる環境づくりを行う。
- ・多様化するデジタル機器やサービスに対応するため、ICT支援員や外部専門家による支援体制を継続する。



施策3: 学校教育の情報化に向けた組織体制の整備

- ・急速な技術進歩に継続的に対応し、教育現場に適切に反映させるための組織体制を構築。
- ・教育委員会と学校間の連携強化により、引き続き効果的な情報化施策の実施を推進。

目標4: 学校教育を支えるICT環境の整備



施策1: ソフトウェア環境の整備

- ・児童生徒の学習活動を支援する多様なアプリケーションを整備し、各教科の授業でのICT活用を促進するとともに、継続的な見直しを行う。



施策2: ハードウェア環境の整備

- ・技術の進歩に伴った計画的なハードウェア更新と予算計画を策定する。
- ・1人1台端末環境の維持・管理、各教室の提示装置やデジタル機器の充実など、学習活動を支える基盤づくりを推進する。



施策3: 教育情報取扱いについての整備

- ・文部科学省ガイドラインに基づく教育情報の適切な取扱いを検討・実施。
- ・個人情報保護と有効活用のバランスを考慮したデータ管理体制の構築。
- ・AIなど先端技術の教育利用方法については国や県のガイドラインに基づき、安全性と有効性の観点から整理・検討を行う。

「第三次川越市学校教育情報化推進計画」策定について

1 学校教育情報化推進計画について

(1) 計画の目的

本計画は、教育振興基本計画の基本理念である「生きる力を育み未来を拓く川越市の教育」の実現に資することを目的としている。

子どもたちがこれからの未来を拓いて生きていくには、答えのない課題であっても、主体的に捉え、他者と知識や考え方を共有し、議論することで、最適であると考えられる答えを導き出すことのできる等の情報活用能力が必要であると言われている。

子どもたちの情報活用能力育成にあたっては、学校におけるデジタル 学習基盤の整備や維持・管理を計画的に実施するため、学校教育情報化推進計画を策定する。

(2) 計画の位置づけ

学校教育情報化推進計画は、「学校教育の情報化の推進に関する法律」において、地方公共団体での計画策定が規定されている。

また、市長部局の「川越市行政デジタル化推進プラン」と整合を図る。

(3) 本市の計画策定の状況

本市では、学校教育情報化推進計画として、現在、次の計画を策定、運用している。

① 計画名称

川越市学校教育情報化推進計画

② 計画期間

令和4年度～令和7年度

③ 計画の主な内容

教育を取り巻く社会情勢の変化に応じ本市における学校教育の情報化を計画的に推進することを趣旨として策定している。具体的には、「ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成」「教職員のICT 活用・指導力の向上」「ICT 推進体制の整備と校務の改善」「ICT を活用するための環境の整備」について記載している。

2 第三次川越市学校教育情報化推進計画の策定スケジュールについて

時期	会議体	到達目標
8月上旬	第1回担当国会議	章立ての確定・第1章案作成
8月上旬	第1回情報化推進会議	章立ての確定・第1章案決定
8月下旬	第2回担当国会議	第2章案作成
10月上旬	第2回情報化推進会議	第2章案の決定
10月	10月定例教育委員会	計画策定の進行状況報告
11月上旬	第3回担当国会議	教育委員会の意見反映・計画修正
11月中旬	第3回情報化推進会議	計画完成
12月	12月定例教育委員会	計画案議決
1月	部長会議	計画案了承
1～2月	市長決裁	計画策定

※計画策定スケジュールについては、国の動向を受け変更する場合も想定される。

報告事項(3)

川越市立特別支援学校の令和8年度生徒募集について

(教育センター)

令和8年度川越市立特別支援学校生徒募集要項

1 本校の教育および求める生徒像

本校は、学校教育目標『ひとりだちする生徒』を踏まえ、知的障害のある高等部の生徒を対象として、高等学校に準ずる教育を施し、併せて知的障害に基づく種々の困難を克服するため、個性の伸長と円滑な人格形成を目指し、将来社会自立を達成するための能力を養うための特色ある教育を推進しています。

この特色をよく理解し、次の各項目に該当する生徒の入学を求めています。

- (1) 自分の健康管理ができ、毎日休まず登校し学習等に取り組める生徒
- (2) ルールやマナーを守り、周囲と協力して行動する生徒
- (3) 自分の障害や特性を理解・受容し、さらに自己を伸ばしたいという意欲のある生徒
- (4) 卒業後の就労を目指し、体験学習をはじめ学校生活に主体的に取り組める生徒

2 募集人員

高等部 第1学年生徒 16名

3 応募資格

- (1) 令和8年3月中学校の特別支援学級卒業予定者、又は卒業した者及びこれに準ずる者
- (2) 知的障害がある者 **(療育手帳を取得できる程度の者)**
- (3) 身辺自立、集団生活、単独通学が可能なる者
- (4) 本校教育課程実施に関わって、常時運動制限・活動制限の著しくない者

4 通学区域

川越市内全域とする。ただし、埼玉県内他市町村からの入学を許可することができる。

5 願書等応募書類

- (1) 所定の入学願書（保護者が記入）
- (2) 所定の調査書（中学校が記入し、中学校が郵送又は持参、もしくは保護者が持参）
- (3) 所定の生徒調査書（保護者が記入）
- (4) 療育手帳の写し **(療育手帳の写しを提出できない場合は知的障害である旨の医師の診断書の写し)**

6 募集要項・願書等応募書類の配付

- (1) 募集要項の配付期間 令和7年 6月19日（木）～ 令和7年11月26日（水）
願書等の配付 令和7年10月 3日（金）～ 令和7年11月26日（水）
※土・日・祝日及び11月14日（金）県民の日・11月25日（火）を除く
いずれも 午前9時～正午 及び 午後1時～午後4時
- (2) 場 所 川越市立特別支援学校
- (3) 配付方法 保護者に直接配付

7 願書等応募書類の受付

- (1) 受付日時 令和7年11月27日（木） 午前9時～正午 及び 午後1時～午後4時
11月28日（金） 午前9時～正午 及び 午後1時～午後4時
- (2) 場 所 川越市立特別支援学校
- (3) 受付方法 保護者が直接持参
- (4) 備 考 入学許可候補者となった場合、川越市立特別支援学校に入学することを前提として願書を提出してください。

8 志願取消し

志願取消しを希望する者は、中学校長等を経て「志願取消届」及び受検票をすみやかに本校に提出してください。

9 入学選考

- (1) 期 日 令和8年1月13日（火）
- (2) 時 間 受付：午前8時30分～午前8時50分
選考：午前9時00分～午後3時30分の予定
- (3) 選考試検内容 作業適性検査、運動適性検査、コミュニケーション適性検査、集団行動適性検査、更衣観察
※入学選考当日保護者面接を行い、受検生の様子等を伺います。

10 入学許可候補者の発表等

(1) 入学許可候補者の発表

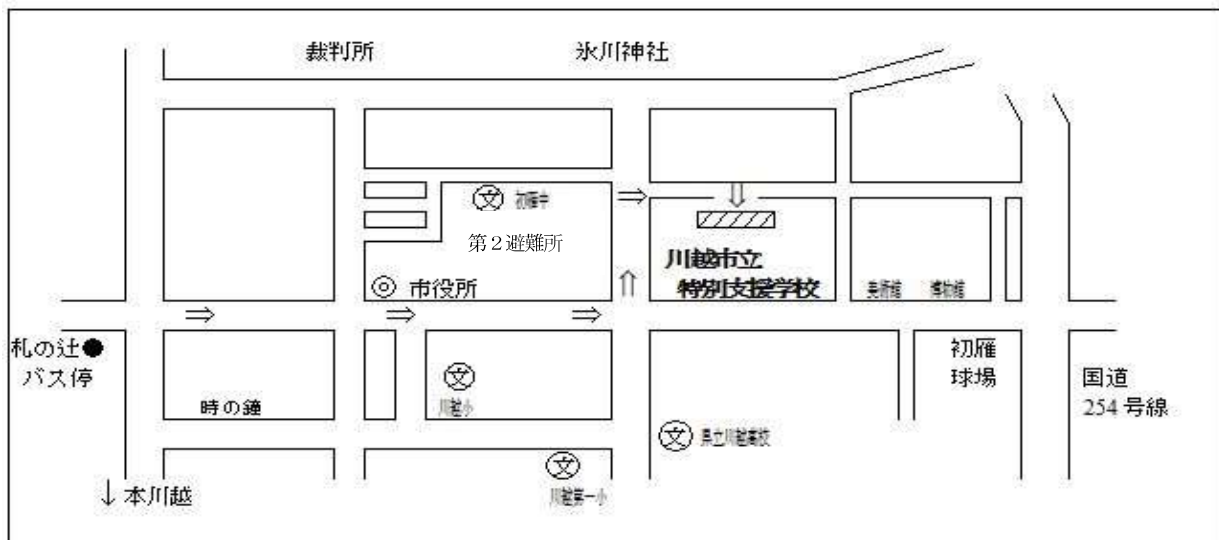
- ①日 時 令和8年1月16日(金) 午前9時から午後4時まで
- ②場 所 川越市立特別支援学校玄関前及びホームページ
- ③方 法 受検番号を掲示

(2) 手続き

- ①入学許可候補者は、令和8年1月16日(金)午前9時から午後4時までに受検票を持参し、必要な書類を受けとること。
- ②入学許可候補者は、令和8年1月21日(水)午前9時から正午までに「入学届」を提出する。この期間内に「入学届」の提出がない者は、入学許可候補者を辞退したものとする。
- ③発表後、選考結果通知書を出身中学校長あてに通知する。

11 その他

- (1) 入学選考料不要
- (2) 授業料不要
- (3) 特別支援教育就学奨励費制度あり
- (4) 初年度当初諸経費 25,000円程度(※入学式当日に受領します)。
(内訳) 教育奨励費、進路指導費、学年費、教材費、教科書代 等
- (5) 初年度必要経費 制服代、体育着代、作業着代等 60,000円程度
- (6) 毎月の集金 修学旅行積み立て 月額 約3,000円程度
宿泊学習積み立て 月額 約2,000円程度
給食費 月額 5,250円(参考:令和7年度)
※学年や集金月によって金額は異なります。給食費は口座振替になります。
- (7) 次年度以降の経費(2、3年) 27,500円程度
- (8) 本校への交通機関
本校は駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。
東武東上線・JR川越線川越駅下車 西武新宿線本川越駅下車
東武バス系統番号 川越01・川越02・川越03・川越04・川越09・若02・東坂02
で「札の辻」下車 徒歩7分



(9) 入学選考等の問い合わせ

川越市立特別支援学校

担当: 教頭 高橋 健

電話 049-222-2753

FAX 049-229-1231

協議事項(1)

第四次川越市教育振興基本計画（案）に
ついて（**非公開**）

（教育総務課）